

平成27年第10回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成27年 8月18日
担当部・課： 総務部総務課〔内線4931〕

① 件 名
平成27年国勢調査の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき人及び世帯について行われる全数調査であり、国の最も基本的で重要な統計調査として大正9年の第1回調査以来、5年ごとに実施され、平成27年に実施する調査は20回目に当たる。</p> <p>【目的】 国勢調査は、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国、都道府県及び市区町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料を得ることを目的として実施される。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 （1）統計法（平成19年法律第53号） （2）国勢調査令（昭和55年政令第98号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>（1）平成27年 5月18日 平成27年国勢調査石巻市実施本部設置要領施行 （2）平成27年 6月 1日 平成27年国勢調査石巻市実施本部第1回本部会議開催 （3）平成27年 8月 3日 平成27年国勢調査石巻市実施本部第2回本部会議開催 （4）平成27年 8月11日、12日、14日 国勢調査指導員事務説明会開催</p>
⑤ 主な内容
<p>（1）平成27年国勢調査の概要 ア 調査基準日 平成27年10月1日（木）午前零時現在 イ 調査対象 国内に居住するすべての人（外国人含む。） ウ 調査項目 （ア）世帯員について 男女の別、出生の年月、配偶の関係、就業状態、従業地又は通学地など13項目</p>

(イ)世帯について

世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方など4項目

エ 調査の期間

平成27年9月8日(火)～平成27年10月21日(水)

オ 調査の方法

調査員が、調査票の配布に先行して各世帯を訪問し「インターネット回答の利用案内」を配布(9月上旬)した後、インターネットによる回答のなかった世帯のみ調査票を配布(9月下旬)する方法で実施する。

調査票の提出については、世帯が調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法となる。

(2)平成27年国勢調査石巻市指導員及び調査員配置(平成27年8月3日現在)

ア 調査区

調査区総数	うち有人調査区数	うち無人調査区数
1,390調査区	1,275調査区	115調査区

イ 指導員

指導員総数	うち民間人	うち市職員等
133人	53人	80人

ウ 調査員

調査員総数	うち民間人	うち市職員等
844人	779人	65人

エ 調査事務民間委託調査区数 2調査区

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

国勢調査の実施により、人口や世帯の実態を把握し、各種行政施策やその他計画の基礎資料を得ることができる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- (1)平成27年 8月17日(月)～平成27年 9月 1日(火) 国勢調査調査員事務説明会
- (2)平成27年10月26日(月)～平成27年11月11日(水) 国勢調査指導員調査票審査
- (3)平成27年11月26日(木) 調査書類第1・2次提出
- (4)平成28年 1月20日(水)～平成28年 1月22日(金) 調査書類第3次提出

⑨ その他